

『(仮)まちづくり基本条例戦略プラン』策定の背景

第2次行政経営戦略プランの実績

計画期間

・平成17年度～21年度（平成18年度より改訂版を策定）

ねらい

- ・仕事の質の向上
- ・市役所の構造改革

策定のポイント

- ・全職員の参加による取組みの拡大・継続
- ・新たな課題への対応（「合併」・「危機管理」取組み推進）
- ・国の「新地方行革指針集中改革プラン」への位置づけ

戦略方針と主な取組項目

自立した地方自治体の確立

(1) トップマネジメントを支援する機能の強化

- ・行政経営会議の定着と充実
- ・市政顧問会議の定着

(2) 自立型事業部門と支援型事業部門の確立

- ・能力、成果主義に基づく人事管理（係長昇任試験の実施等）
- ・プロ人材の確保及び育成（社会人経験者の採用等）
- ・支所へ予算の配分を行い、地域住民のニーズに対応
- ・産業部に森林課を新設し、合併後の森林保全に対応
- ・東京事務所の設置（国の施策動向に順応）
- ・人事考課制度を全職員へ導入
- ・職員定数の適正化（5年間で5%の純減）

(3) 危機管理への対応

- ・災害対策体制の整備（耐震対策等）
- ・不当要求行為への対応の体制整備

経営的視点での行政活動の推進

(1) 市民志向・成果重視による行政活動の推進

- ・パブリックコメントの制度化と推進
- ・ホームページの内容の充実化
- ・地域会議だよりの発行
- ・CS対応強化のための市民アンケート、CS研修の実施
- ・こども園の設置、運営を民間移管
- ・指定管理者制度の導入
- ・PFI事業の導入（交通安全教育施設、東部給食センター、北部給食センター）
- ・補助金及び交付金、負担金の見直し（旧町村地域の補助制度の統一的な見直し等）

(2) 市民と行政のパートナーシップの推進

- ・地域自治区の設置
- ・わくわく事業の創設
- ・まちづくり基本条例の制定（平成17年10月）
- ・子ども条例の制定（平成19年10月）

(3) 行政評価制度の確立と定着

- ・第三者評価制度の導入（美術館、保育園、幼稚園）

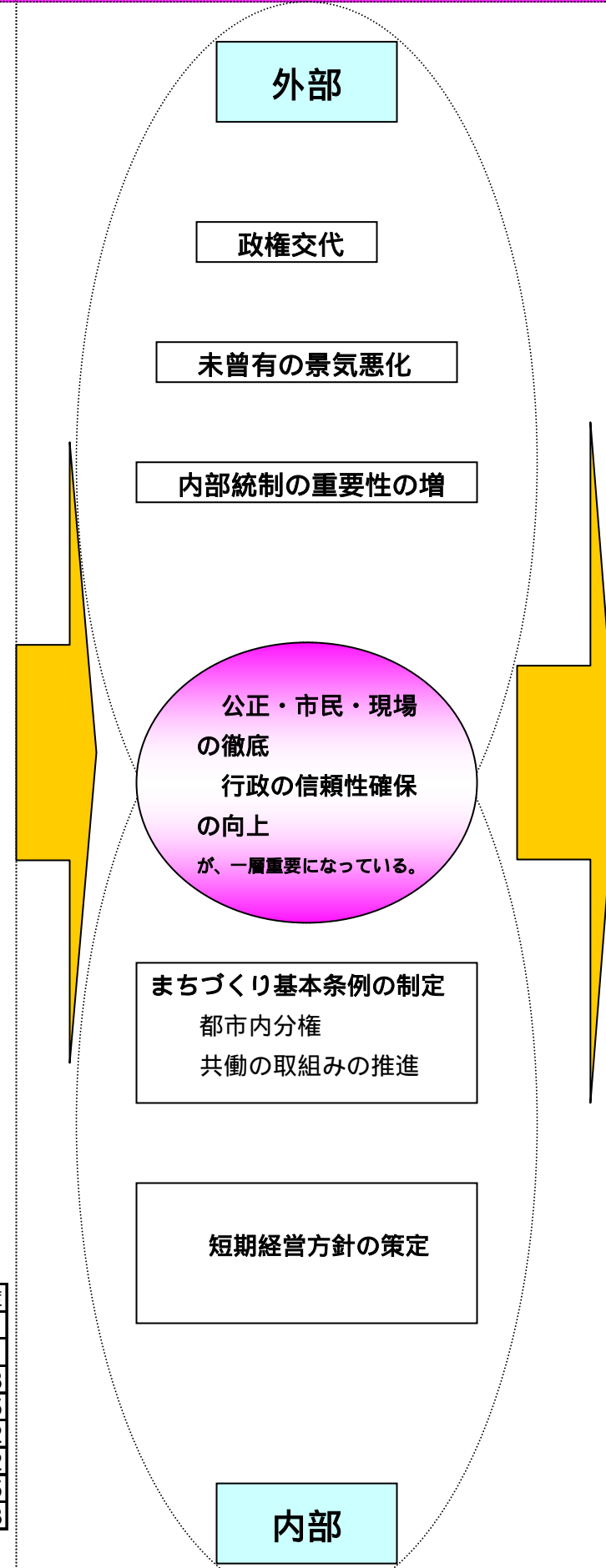
行動計画の取組状況

戦略方針	H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度	
	行動計画	終了	行動計画	終了	行動計画	終了	行動計画	終了	行動計画	終了
(1) トップマネジメントを支援する機能の強化	2	0	2	1	1	0	1	0	1	1
(2) 自立型事業部門と支援型事務部門の確立	53	7	49	12	37	3	34	6	28	28
(3) 危機管理への対応	17	1	17	2	17	1	16	1	15	15
(1) 市民志向・成果重視による行政活動の推進	130	15	129	23	112	32	80	18	62	62
(2) 市民と行政のパートナーシップの推進	54	4	50	9	44	10	34	2	32	32
(3) 行政評価制度の確立及び定着	6	0	6	1	6	1	5	0	5	5
合計	262	27	253	48	217	47	170	27	143	143

取組みによる経費削減額

17年度：2,187,231千円 18年度：1,991,003千円
 19年度：2,560,808千円 20年度：1,854,736千円

第2次プラン策定時からの社会情勢等の変化



新・戦略プランの策定

ねらい

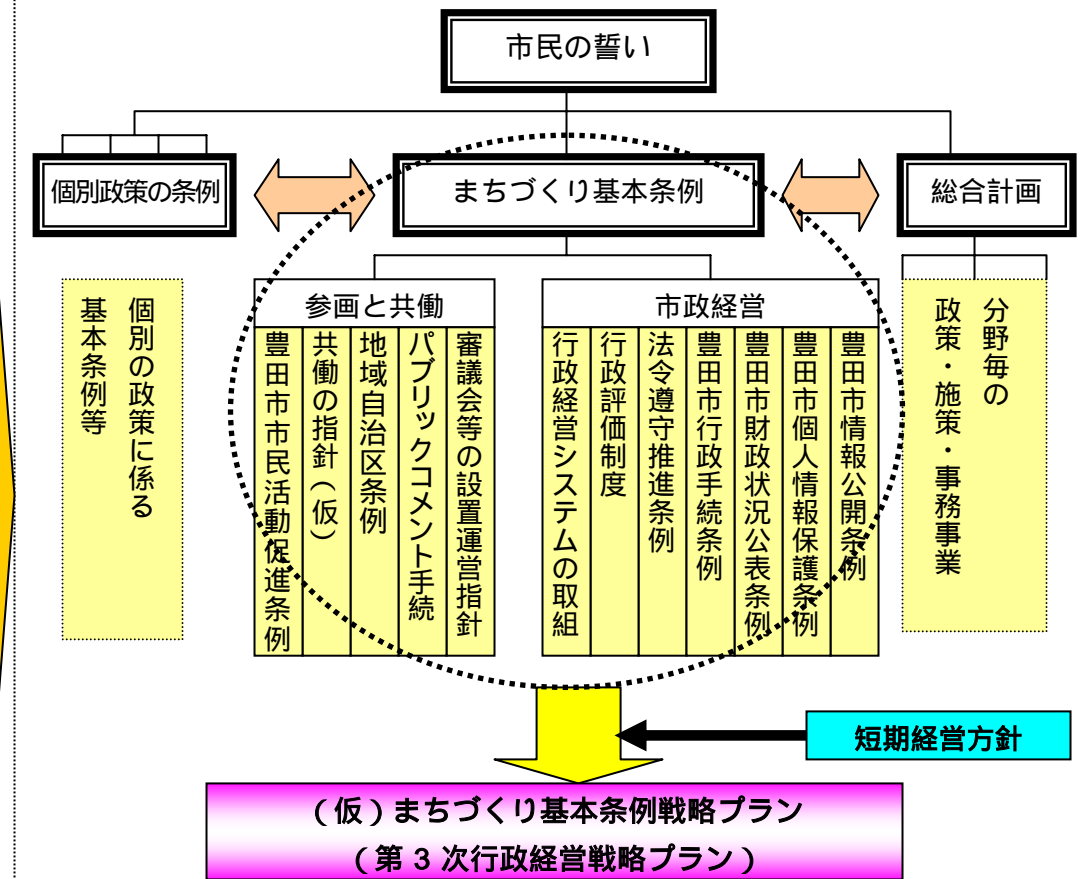
まちづくり基本条例

短期経営方針

を踏まえて、

- ・仕事の質の向上（第2次より継続）
- ・市役所の構造改革（同上）

をねらいとして、戦略方針を決定し、行動計画にて実行



策定のポイント

まちづくり基本条例が、市としての方針や手続きなどの自治の基本事項を定める基本条例であることを鑑み、第3次行政経営戦略プランは、同条例に対する市の具体的な行動計画として位置づけ、見える化する。

<まちづくり基本条例の構成>

- 第1章 総則
- 第2章 まちづくりの基本的な原則
- 第3章 自治を担う主体
- 第4章 参画と共働
- 第5章 市政経営の基本事項

左の3つの章を柱として

戦略プランの取組みで実行

計画期間

・平成22年度～24年度の3か年